

明治大学における科研費の取扱いに関する申合せ

(趣旨等)

第1条 この申合せにおいて、科研費とは学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金による科学研究費助成事業のことをいう。

2 この申合せは、明治大学（以下「本大学」という。）が文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会から科研費の交付を受けた場合の経費の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

3 この申合せは、次の法令等に基づいたものであり、研究代表者及び研究分担者は、次の法令等及び本申合せを遵守しなければならない。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）

(3) 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）

(4) 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年規程第17号）

(5) 学術研究助成基金の運用基本方針（平成23年4月28日文部科学大臣決定）

(6) 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号）

(7) 上記(1)から(6)の規定により従うべき補助条件及び交付条件並びに科研費の使用について各研究機関が行うべき事務等

(予算執行)

第2条 本大学は、研究者の研究活動の促進及び学術研究（研究者の自由な発想に基づく研究）の発展により交付を受けた科研費の予算執行について、適正に行わなければならない。

(責任者)

第3条 科研費の取扱責任者は、学長とし、これに係る事務の管理責任者を研究知財事務長及び生田研究知財事務長とする。

(研究代表者等の責務)

第4条 研究代表者及び研究分担者は、科研費が国民から徴収された税金等であることに留意し、科研費に係る交付の目的に従って誠実に当該業務を行うよう努めなければならない。

2 科研費のうち、直接経費（補助事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費）の用途については、研究代表者及び研究分担者が当該説明責任を負うものとする。

(応募資格の確認)

第5条 本大学は、科研費に応募しようとする研究代表者及び研究分担者が、応募の時点

において公募要領に定める応募資格及び本大学が定める応募資格を有する者であることを確認しなければならない。

- 2 在外研究員（在外研究予定者を含む。）が応募した場合には、別に条件を付した上で有資格者と認める。

（事務）

第6条 本大学は、研究者が交付を受ける直接経費及び間接経費（補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費）について、次の事務を行わなければならない。

- (1) 直接経費の管理
- (2) 直接経費及び間接経費にかかわる諸手続
- (3) 研究者が直接経費により購入した第9条第1項第1号及び第2号に定める設備備品又は準備品について、当該研究者からの寄付を受けるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属する場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還すること。
- (4) 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うとともに、当該研究者が他の研究機関に所属する場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還すること。

（経費の管理）

第7条 直接経費及び間接経費の収支管理は、財務部において適正に行う。

（直接経費）

第8条 研究代表者及び研究分担者は、直接経費の公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

- 2 直接経費は、「物品費」・「旅費」・「謝金等」・「その他」の4費目に分類する。
- 3 直接経費は、次の経費として使用してはならない。
 - (1) 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより、必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）
 - (2) 科研費にかかわる業務遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (3) 研究代表者及び研究分担者の人件費・謝金
 - (4) その他間接経費を使用することが適切な経費

（購入物品の種類及び範囲）

第9条 直接経費の物品費により購入する物品の種類及び範囲は次のとおりとする。

- (1) 設備備品 学校法人明治大学経理規程（以下「経理規程」という。）第29条第1号エに定める教育研究用機器備品及び1冊または1組の価格が5万円以上の図書
 - (2) 準備品 学校法人明治大学固定資産・物品管理規程（以下「管理規程」という。）第20条に定める準備品
 - (3) 消耗品 前2号以外のもの
- 2 前項第1号に定める教育研究用機器備品を購入しようとする場合には、学校法人明治大学調達規程（以下「調達規程」という。）に基づいて行う。

3 海外に居住する研究者等が、直接経費の物品費を使用する場合は、第1項第2号の準備品及び第3号の消耗品の範囲内において購入できるものとする。

(調達の範囲)

第10条 物件の調達は、学校法人明治大学調達規程第6条の規定に基づき委任された範囲内において行うことができる。

2 海外に居住する研究者等は、直接経費の物品費を使用する場合は第9条第1項第2号の準備品及び第3号の消耗品の範囲内において、物品費以外の費目を使用する場合は業者と契約書等取り交わしが不要な範囲内において、調達することができる。

(資産登録)

第11条 第9条第1項第1号に定める設備備品及び図書を購入した場合は、管理規程第9条及び研究費購入図書の取扱内規第10条の規定により財産として登録する。

(準備品の管理)

第12条 第9条第1項第2号に定める準備品の管理は、管理規程第21条、第22条及び第23条の規定を準用する。

(直接経費の支出)

第13条 研究代表者及び研究分担者が直接経費を支出する場合は、「明治大学における研究費等に関する使用マニュアル」に基づき、関係書類を取り揃え、所管部署に申請しなければならない。

(間接経費の譲渡)

第14条 研究代表者及び研究分担者は、間接経費が交付された場合又は支払を受けた場合は、速やかに間接経費を本大学に譲渡しなければならない。

(間接経費の支出)

第15条 間接経費の執行に当たっては、別に定める「明治大学における間接経費の取扱いに関する内規」に基づいて行わなければならない。

(利子の譲渡)

第16条 研究代表者及び研究分担者は、本大学で管理する直接経費から生じた利子を本大学へ譲渡しなければならない。

(申合せの改廃)

第17条 この申合せを改廃するときは、研究企画推進本部会議の議を経なければならない。

(その他)

第18条 この申合せに定めのない事項については、第1条第3項に定める法令等に準じて事務を遂行することとする。

附 則

この申合せは、2005年(平成17年)8月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、2010年（平成22年）6月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、2011年（平成23年）10月11日から施行し、同年4月28日から適用する。

附 則

この申合せは、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、2015年（平成27年）10月1日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、2020年（令和2年）10月28日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。